

厚生労働省発開0313第2号

令和7年3月13日

労働政策審議会

会長 清家 篤 殿

厚生労働大臣 福岡 資麿



別紙「職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律施行規則の一部を改正する省令案要綱」について、貴会の意見を求める。



職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律施行規則の一部を改正する省令案要綱

## 第一 認定職業訓練実施基本奨励金の支給額の引き上げ

認定職業訓練実施基本奨励金の支給について、基礎訓練は特定求職者等一人につき六万円に基本奨励金支給単位期間数を乗じて、実践訓練は特定求職者等一人につき五万円に基本奨励金支給単位期間数を乗じて支給しているところであるが、令和七年四月一日以降に開始した認定職業訓練を実施した場合の認定職業訓練実施基本奨励金の支給について、基礎訓練は特定求職者等一人につき六万三千円に基本奨励金支給単位期間数を乗じて、実践訓練は特定求職者等一人につき五万三千円に基本奨励金支給単位期間数を乗じて支給するものとする。

## 第二 認定職業訓練実施基本奨励金の支給基準に係る特例の取り扱い

令和五年十二月八日から令和九年三月三十一日までの間に開始した情報処理分野に係る認定職業訓練であつて厚生労働省人材開発統括官（以下「人開官」という。）が定めるものを実施した場合の認定職業訓練実施基本奨励金の支給について特定求職者等一人につき五万円、一万円又は二万円を基本奨励金支給単位期間ごとに上乗せして支給する特例及び令和五年十二月八日から令和九年三月三十一日までの間に開始

した情報通信分野に係る認定職業訓練であつて人開官が定めるものを実施した場合の認定職業訓練実施基本奨励金の支給について特定求職者等一人につき五千円又は一万円を基本奨励金支給単位期間ごとに上乗せして支給する特例を設けているところであるが、令和七年四月一日から令和九年三月三十一日までの間についても同様の取り扱いとすること。

### 第三 職場見学等促進奨励金の支給に係る特例の延長

令和五年四月一日から令和七年三月三十一日までの間に開始した介護分野及び障害福祉分野に係る認定職業訓練であつて人開官が定めるものを実施した場合は、特定求職者等一人につき一万円を職場見学等促進奨励金として支給する特例について、令和九年三月三十一日まで延長すること。

### 第四 施行期日等

- 一 この省令は、令和七年四月一日から適用するものとする。
- 二 この省令の施行に関し、必要な経過措置を定めること。
- 三 その他所要の規定の整備を行うこと。